

議案第67号	三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
消防本部	児童扶養手当法の改正に伴い、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることにより非常勤消防団員等に係る損害補償額を調整する必要があるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成22年法律第40号）の施行により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償との調整について所要の規定の整備を行う必要があるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【具体内容】 <b>【現行】</b>  父が消防団員で殉職した場合、市町村から遺族に年金が支払われ、その金額は子供がいることにより加算されるが、その母子家庭には児童扶養手当も支給されることになる（二重取りになる。）。→<u>二重取りが生じないように消防団員の災害補償の方を減額し、支給調整を行うこととしている</u>（三田市消防団員等公務災害補償条例付則第5条第7項）。</p> <b>【改正】</b> この度の児童扶養手当法の一部改正により新たに <u>父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったため</u> 、父子家庭における支給調整を新たに規定する必要があるが生じた。 <p>【関係法令】 児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成22年法律第40号）</p> <p>【改正内容】 用語の整備【付則第5条第7項第1号及び第2号関係】</p> <p><b>【現行】</b></p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第2号若しくは第4号若しくは第3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付</p> <p>(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第3号に定める給付</p> <p><b>【改正】</b></p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第2号、<u>第5号若しくは第10号</u>若しくは第3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付</p> <p>(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第3号、<u>第8号、第9号又は第13号</u>に定める給付</p> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【経過措置】 改正後の三田市消防団員等公務災害補償条例付則第5条第7項の規定は、平成22年8月1日から適用する。</p>	